

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて

（第2次答申（素案））

令和7年（2025年）●月
滋賀県環境審議会環境企画部会
環境アセスメント制度見直し小委員会

1 はじめに

滋賀県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為に対し、環境汚染を未然に防止し良好な環境の確保を図ることを目的として、昭和56年(1981年)に「滋賀県環境影響評価に関する要綱(以下「要綱」という。)」が制定され、道路、ダム、発電所、工場・工業団地の造成といった大規模開発事業を実施する際には、事前に環境アセスメント手続が必要となった。この当時の環境保全対策は、環境の悪化を招く行為を規制し、悪化した環境を回復させることに重きが置かれており、また、当時の開発行為は、地域住民との十分な意見調整なしに実施されることがあり種々の紛争を招くケースもあった。このため、環境アセスメント制度には、環境汚染の未然防止の観点や住民意見を聴くプロセスが設けられている。

その後、要綱の対象事業や対象規模要件の多くは、現在の滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)に引き継がれ、これまでに82件の事業に制度が適用されることで、大規模開発事業における事業者の自主的な環境配慮の促進、事業実施に係る円滑な合意形成の促進、乱開発の抑制などに成果を挙げてきたところである。

こうした経緯の中、令和6年9月に滋賀県知事から滋賀県環境審議会に対し、これまでの社会経済情勢等の変化を踏まえた「環境アセスメント制度の見直し」について諮問がなされた。その後、令和6年12月に条例別表第12号に掲げる工業団地の造成事業および同第15号に掲げる工場の建設事業に係る制度見直しの基本的な考え方等をまとめた第1次答申がなされた。

本第2次答申(素案)は、第1次答申で示された方向性を基に制度見直しの具体的な内容を検討し、その結果をとりまとめたものである。滋賀県では、琵琶湖からその上流の森林までを、森、川、里、湖のひとつながりとして捉え、その豊かな自然環境を守り次世代に引き継ぐための施策を進めており、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進める必要がある。

一方で、環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、その手続に必要以上の時間を要したりすると、土地利用の現況によっては、環境と経済・社会活動のバランスが崩れるばかりか、将来的に環境保全に携わる人が減少し、環境保全に充てる財源も乏しくなることで、人と自然環境とのつながりの衰退を招くなど、環境悪化を引き起こす可能性がある。

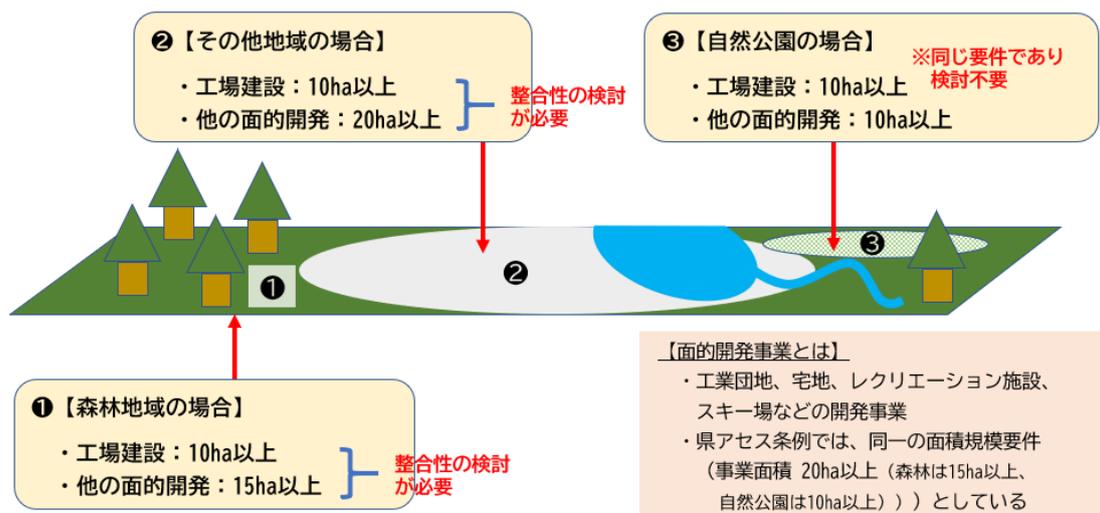
このため、今般の環境アセスメント制度の見直しは、造成される場所の現況に応じて「従来どおり手続を行う必要のある場所」と「手続の合理化を行う場所」の区分別確化を行うこと、他法令で類似の手続を有する場合は合理化を図り、手続にメリハリをつけることに重きを置くものである。これにより、造成に伴う環境影響が比較的小さい場所に工場、工業団地の誘導を図り、環境と経済・社会活動の調和が図られた健

73 全なまちの発展に貢献するものであり、従来の保全や規制を中心とした姿勢に、人口
74 減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を地域に企業を呼び込み、持続可能な事業活動
75 の手も借りながら解決を図ろうとする「攻めの環境保全」の姿勢を加えたものである。

77 2 制度の見直しについて

78 (1) 面積規模要件について

79 条例では、17種類の対象事業が定められており、このうち、面的開発事業（工業
80 団地、宅地、レクリエーション施設などの開発事業）は、全て同じ面積規模要件と
81 されている。一方、工場建設事業については、造成に伴い生じる環境影響が他の面
82 的開発事業とほとんど同じにも関わらず、面積規模要件がより厳しいものになって
83 おり、10ha未滿の工場の分散化や企業の県外流出に繋がっている可能性がある。ま
84 た、県内市町からは、面積規模要件を設定した昭和50年代以降の環境改善の状況
85 や環境法令の強化の状況を踏まえ、面積規模要件の整合性の検討を求める意見も出
86 されている（図1）。



87 図1 現行の面積規模要件（工場、面的開発事業）

88
89
90 工場が周辺環境に及ぼす影響としては、工事車両の増加や重機の稼働に伴う造成
91 中の影響と、完成した施設からの排水や騒音といった稼働後の影響が考えられる。
92 工場造成中および工場稼働後の環境負荷については、面積規模要件を検討した昭和
93 50年代と比較し、重機等の高性能化、環境関係法令の強化充実や企業の自主的な
94 環境意識の高まり等により、発生する環境負荷は大きく低減している状況にある。

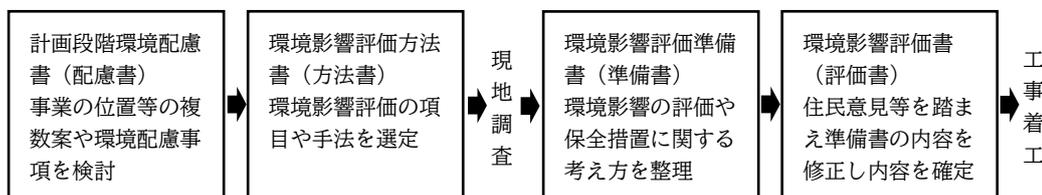
95 こうした現状を勘案すると、②その他地域において現行10ヘクタール以上とさ
96 れている工場の面積規模要件を、他の面的開発事業の面積規模要件20ヘクタール
97 以上（①森林地域については15ヘクタール以上）【森林を10haのまま据え置く場
98 合は下線部の記述を削除】と整合を図る方向で見直すことは、他府県が設定してい

99 る面積規模要件と比較しても妥当であると考えられる。

100
101 (2) 手続について

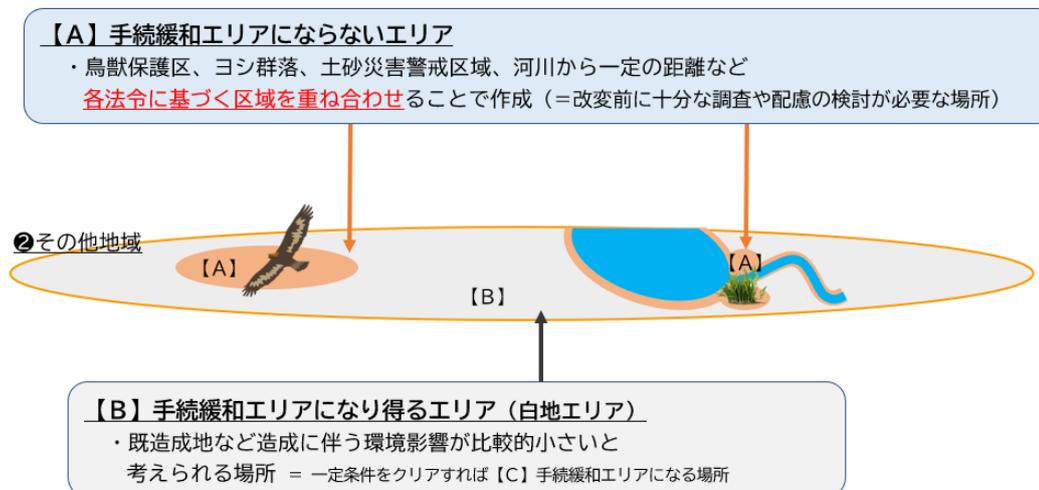
102 1) エリアの区分・明確化

103 環境アセスメント手続では、事業予定地の特性に応じた環境影響の調査等が
104 適切に行われ、環境影響の回避・低減が図られた上で事業が実施されることが
105 重要である。現状、条例に基づく手続（図2）のうち、①森林地域（自然豊かな場所）
106 で計画される事業の場合は3～4年、②その他地域（既造成地等が含まれる）
107 で計画される事業の場合は2～3年程度の手続期間を要している。



108
109
110
111
112 図2 条例の手続フロー

113
114 手続の緩和は、改変に伴う環境影響が比較的小さいと考えられる②その他地
115 域において行うのが望ましいと考えられる。しかし、②その他地域であっても
116 山林や河川に近い場所、鳥獣保護区やヨシ群落の保全区域等が存在する。滋賀
117 県では、これまでから、琵琶湖からその上流の森林までを、森、川、里、湖の
118 ひとつながりとして捉え、その豊かな自然環境や人々の営み（暮らしや産業）
119 を守るための施策を進めており、そのような観点からも、関連する法令に基づ
120 く区域を重ね合わせることで【A】手続緩和エリアにならないエリアを区分し
121 更なる絞り込みを行う必要がある（図3、4）。



122
123 図3 更なる絞り込みのイメージ

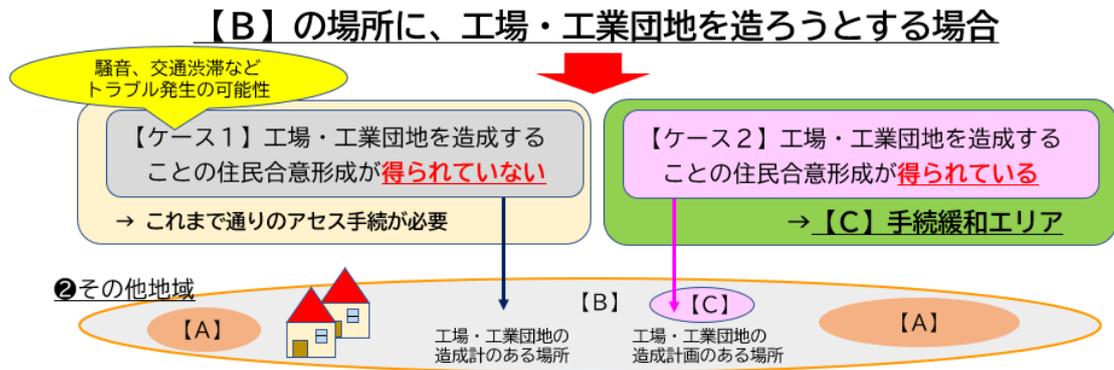
- 124 【A】 手続緩和エリアにならないエリア（案）
- 125 ・ ヨシ群落保全区域（ヨシ群落保全条例）
- 126 ・ 希少野生動植物種の生息・生育地保護区（ふるさと滋賀の野生動植物との
- 127 共生に関する条例）
- 128 ・ 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
- 129 ・ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 130 滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域（滋賀県自然環境保全条例）
- 131 ・ 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）（土砂災害警戒区域等における土
- 132 砂災害防止対策の推進に関する法律）
- 133 ・ 急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の
- 134 推進に関する法律）
- 135 ・ 砂防指定地（砂防法）
- 136 ・ 河川区域および河川保全区域（河川法） ←河川から一定距離は引き続き知見を収集
- 137
- 138 【B】 手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）
- 139 ・ 上記【A】 以外の場所



出典：国土地理院
地図データを
加工し滋賀県
作成

159 図4 【A】 手続緩和エリアにならないエリア（GIS データ）

160 また、【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）においても、工場や
 161 工業団地を造成することの住民合意形成が十分でない場合は、手続緩和の対象とす
 162 ることは妥当ではなく、更に絞り込みを行うことで【C】手続緩和エリアを区分す
 163 ることが必要である（図5）。



164

165 図5 【C】手続緩和エリアの区分明確化

166

167 【C】手続緩和エリア（案）

168

169 全域が【B】に含まれる以下の場所（工場、工業団地を造成することの住民
 170 合意形成がなされており、工場、工業団地以外の土地利用が想定されていない
 場所）

171

・都市計画法の工業専用地域

172

・都市計画法の工業地域であって地区計画により工場、工業団地以外の立
 173 地が制限されている場所

174

・都市計画法で「産業立地に特化した地区計画」が定められている場所

175

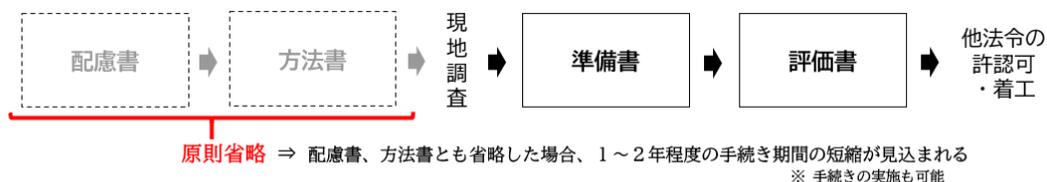
176 2) 手続の緩和

177

178 主に既造成地である【C】（手続緩和エリア）は、造成に伴い生じる環境影響
 179 が比較的小さい場所である。このため、このエリアで求められる手続は最小限
 180 とすることで、これまで通りの手続が求められるエリア（【A】【B】）からの事
 181 業の誘導を図ることが望ましい。しかしながら、主に既造成地である【C】（手
 182 続緩和エリア）であっても、希少な動植物の生息・生育が確認される場合があ
 183 ることから、現地調査の実施を含め、環境影響評価準備書（準備書）以降の手
 184 続は必須とするべきである。一方で、計画段階環境配慮書（配慮書）および環
 185 境影響評価方法書（方法書）の手続については、次の理由により原則省略とし
 186 て差し支えないものと考えられる。なお、これは、個別の地域事業に左右され
 187 ることから、手続の実施も可能とするのが妥当と考えられる（図6）。

187

<【C】の場所で工場・工業団地を造成する場合>



<それ以外>



図6 【C】の場所とそれ以外の場所での手続フロー

<手続を省略可能とする理由>

【配慮書】：工業専用地域等では、工場や工業団地を造成することの住民合意形成が完了しており、配慮書で求められる立地選定等に係る検討が完了している

【方法書】：調査手法は、県技術指針（滋賀県告示）で示しており、主に既造成地であることから、調査項目等の絞り込みが可能である。また、調査手法については、事業者が任意で専門家ヒアリングを行うことが通例であり、手法の妥当性の検証も一定なされている

3 参考資料

- ・資料1、【A】手続緩和エリアにならないエリア（GIS データ）の詳細版を添付

以上